遊佐町再犯防止推進計画

一 誰一人取り残さない遊佐町をつくろう 一

令和6年3月

山形県遊佐町

1 計画策定の目的

犯罪や非行をした人の多くは、過去の反省から生活を立て直し、地域社会の一員として暮らしていきますが、中には高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な人など、社会に復帰することができず、再び犯罪に手を染める人もいます。

全国における刑法犯認知件数は減少する一方で、検挙人数に占める再犯者の比率は一貫して上昇し続けるなど、安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘され、国において平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年12月施行。以下「再犯防止推進法」という。)が施行されました。

同法第8条では、「都道府県及び市町村は、再犯防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、遊佐町においても罪を犯した者の円滑な社会復帰を支援し、再犯を防止することにより、町民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、遊佐町再犯防止推進計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 遊佐町再犯防止推進計画としての位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として 策定するものです。

(2) 第4期遊佐町地域福祉計画としての位置づけ

第4期遊佐町地域福祉計画と一体の計画として位置づけて進めていくものです。

3 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4 計画の基本方針

犯罪をした者等の中には、住居や収入がない、高齢で身よりがない、障害を抱えている、薬物やアルコール等に依存しているなど、様々な課題を抱え支援を必要とする方がいます。

そのため、国や県の計画および町の現状を踏まえ、支援を必要とするかたに必要な行政サービス等が提供できるような再犯防止施策を推進していくこととします。

5 現状と課題

(1) 生活基盤の確保

住居や収入がないことが再犯につながるケースが多く、しっかりとした生活基盤を作る必要があります。要支援者が自力で住居や就労先を探すのは困難な場合が多いため、出所時に、その後の安定した生活のための適切な公的サービスにつなげることが重要です。

(2) 適切な医療や福祉サービスの利用

依存症を抱えたまま出所しても、適切な医療や福祉サービス等に結びつかない

と再犯につながる可能性があります。

(3) 地域社会全体で支える仕組みづくり

保護司の活動には限界があることから、社会復帰に伴う生活支援等を地域社会 全体で支える仕組みをつくる必要があります。

6 施策の柱と具体的施策

以下の3つの柱について、本町をはじめ、国や県並びに関係機関等が連携して 進めていきます。

(1) 生活安定のための支援

①住居の確保

しっかりした生活基盤を作るため、住宅確保要配慮者に対して、公営住宅の利用をはじめ、住宅の確保に向けた相談に対応します。

②就労支援や社会参加の促進

安定した収入を確保するため、就労支援のための相談体制を構築するととも に、公益活動など、就労に限定しない様々な形での社会参加のための支援を行 います。

③保健医療、福祉サービスの利用促進

出所後の安定した生活のため、適用可能な保健医療制度や福祉サービスを活用することで、本人の生活維持と安定を図ります。

(2) 町民理解の深化

①差別意識の除去

犯罪をした者等に対する差別をなくするため、警戒心や偏見の解消、地域での受け入れのための意識啓発活動などを進めます。

また、町内の小中学校での活動、町内各所での街頭広報活動等の「明るい遊佐をつくる町民運動」を行い、地域住民及び小中高生への再犯防止の周知、意識啓発活動を行います。

②犯罪者特性への理解

依存症や認知症などの疾患を原因とする犯罪や、知的障がいなど個人の特性 を原因とする犯罪行為についての理解を得るための学習機会を提供し、併せて、 周知・啓発活動を行います。

③広報・啓発活動の推進

保護司会や更生保護活動に取り組む団体等の活動内容の周知、広報に努め、 活動への理解を促進し、人材育成及び協力者の確保を図ります。

(3) 民間団体との連携強化と相談支援体制整備

①民間ボランティアの活動に対する支援の充実

犯罪をした者等の生活安定に協力している民間ボランティア活動を支援し、

民間団体が行う活動への参加、ボランティア募集の呼びかけ等に協力します。 また、保護司をはじめとする民間各団体の活動について、ホームページ等を 活用し周知を図ります。

②社会復帰支援ネットワークの構築

地域における受け入れや支援が円滑にできるよう、医療・福祉機関、地域の民生委員等との日常的な情報連携を行います。

また、犯罪を犯した者等の社会復帰を支援するため、関係機関によるネットワークを構築し、要請に応じて地域生活定着支援センター等と連携強化を図り、必要な支援につなげます。

<参考資料>

山形県における刑法犯総数(少年データは除く)

	H30	R1	R2	R3	R4
人数 (人)	1,535	1, 405	1, 405	1, 325	1, 311

(仙台矯正管区より)

山形県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

	H30	R1	R2	R3	R4
人数 (人)	742	641	666	589	595
再犯率(%)	48. 3	45. 6	47. 4	44.5	45. 4

(仙台矯正管区より)

山形県の保護司の数、充足率の推移(定数 666 名)

	H30	R1	R2	R3	R4
保護司数(人)	640	941	630	626	639
充足率(%)	96. 1	96. 2	94.6	94.0	95. 9

(山形保護観察所より)

受刑者が出所にあたり不安に思うこと

(仙台管区内の矯正施設入所者45名から回答)

	回答者数(人)	回答率 (%)
仕事関係	30	66. 7
住居関係	23	51. 1
お金がないこと	23	51. 1
頼れる人がいないこと	20	44. 4
家族との関係がうまくいかないこと	10	22. 2
借金があること	4	8. 9
病気・健康のこと	21	46. 7
薬物依存があること	1	2. 2
また悪いことをしそうなこと	4	8. 9
就学・復学のこと	0	0
その他	13	28. 9
無回答	1	2.2